

新事業分野開拓者認定制度

(東京都トライアル発注認定制度)

募集要項

平成27年2月

【申請書類の提出締切り】

平成27年4月9日(木)まで

【受付時間】平日 9:00~12:00、13:00~17:00

【書類提出・郵送先及び問合せ先】

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎30階中央

産業労働局商工部創業支援課総合支援係

電話 (03) 5320-4762 (直通)、内線36-562

FAX (03) 5388-1462

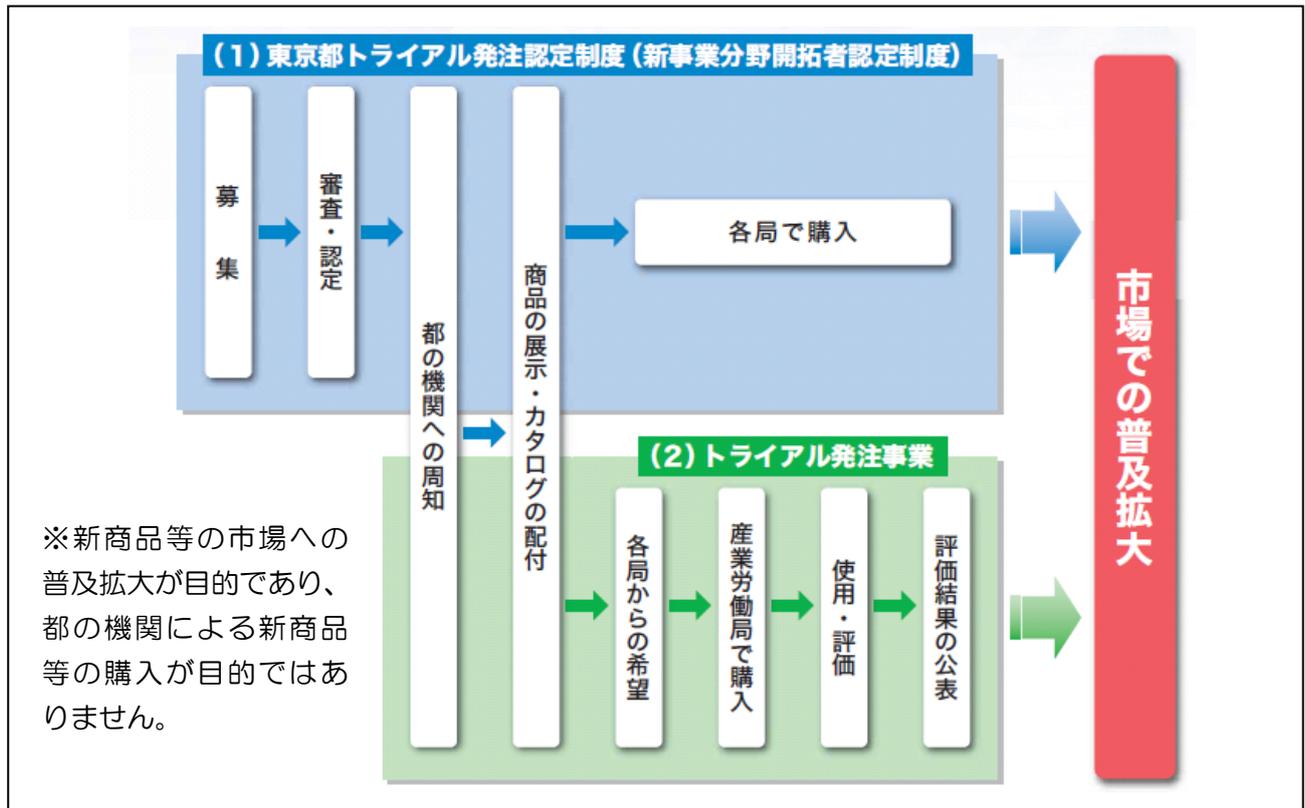
— 目 次 —

1.	本制度の概要	P.	2
2.	認定実績等	P.	3
3.	認定対象	P.	3
4.	認定基準	P.	5
5.	認定期間	P.	5
6.	認定手続きの流れ	P.	6
7.	募集締切り及び申請方法等	P.	7
8.	認定後の流れ	P.	8
9.	留意事項	P.	9
	(別添 1) 随意契約に関する関係法令	P.	10
	(別添 2) 認定対象者に関する詳細	P.	11
	(別添 3) 認定要件に関する関係法令等	P.	13
	(別添 4) 認定要綱第 9 条に関する詳細	P.	14

1. 本制度の概要

中小企業者の新規性の高い優れた新商品及び新役務（サービス）の普及を支援するため、高い新規性など都が定める基準を満たす新商品等を生産・提供する中小企業者を、「新商品等の生産・提供により新たな事業分野の開拓を図る者」（新事業分野開拓者）として認定する（新事業分野開拓者認定制度）とともに、都の機関がその新商品等の一部を試験的に購入・評価する（トライアル発注事業）制度です。

（制度の概要）



○認定商品は、産業労働局ホームページ等において、広くPRします。

○認定商品が物品の場合、その認定期間中、都の機関が競争入札制度によらない随意契約で購入することができます。ただし、認定商品が役務の場合、認定だけでは随意契約の理由になりません。

※ 関係法令は別添1（P.10）を参照してください。

○認定商品の一部について、都の機関が試験的に購入し評価します。

※ 認定自体が新商品等の購入を約束するものではありません。

※ 都の機関と随意契約できるのは新事業分野開拓者として認定された事業者です。代理店等とは随意契約できません。

※地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。いわゆるWTO案件）の規定が適用される案件については、本制度による随意契約での購入はできません。（平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間は、購入金額が2,700万円以上となる案件）

2. 認定実績等

(1) 認定実績

募集	応募数	認定数	トライアル発注事業による購入数
平成24年度	145商品	14商品	10商品
平成25年度	118商品	18商品	11商品
平成26年度	83商品	15商品	13商品

(2) 認定の効果

84%の認定事業者が、本制度による認定の効果があった（「非常に効果があった」「少しは効果があった」の合計）と回答しています。

①認定商品の信用力

⇒88%の認定事業者が「かなり上がった」「少しは上がった」と回答

②営業活動の行いやすさ

⇒88%の認定事業者が「かなり行いやすくなった」「少し行いやすくなった」と回答

③認定事業者の声

- ・ 東京都が認定した製品ということで、製品への信頼度が高まった。
- ・ 地方自治体などからの問合せが増え、営業チャンスを増やすことができた。
- ・ 東京都による使用評価を受け、商品に自信が持てた。使用評価のなかで指摘された課題について、改善を検討している。

（平成24年度・25年度認定事業者へのアンケートより抜粋）

3. 認定対象

(1) 認定対象者

本制度の認定を受けられるのは、都内に実質的な主たる事務所を有する中小企業者に限られます。詳しくは別添2（P.11）を参照してください。

※ 本制度は、新商品等を生産・提供する事業者を対象としています。したがって、新商品等の製造元ではない事業者（販売代理店など）からの申請は**対象外**となります。

※ 物品の場合、工場を持たず製造工程を他社へ委託している企業等であっても、自らが企画・製造元で、自社商品として販売する場合は対象となります。

※ 役務の場合、提供する役務の主たる部分を自ら実施する事業者が対象となります。

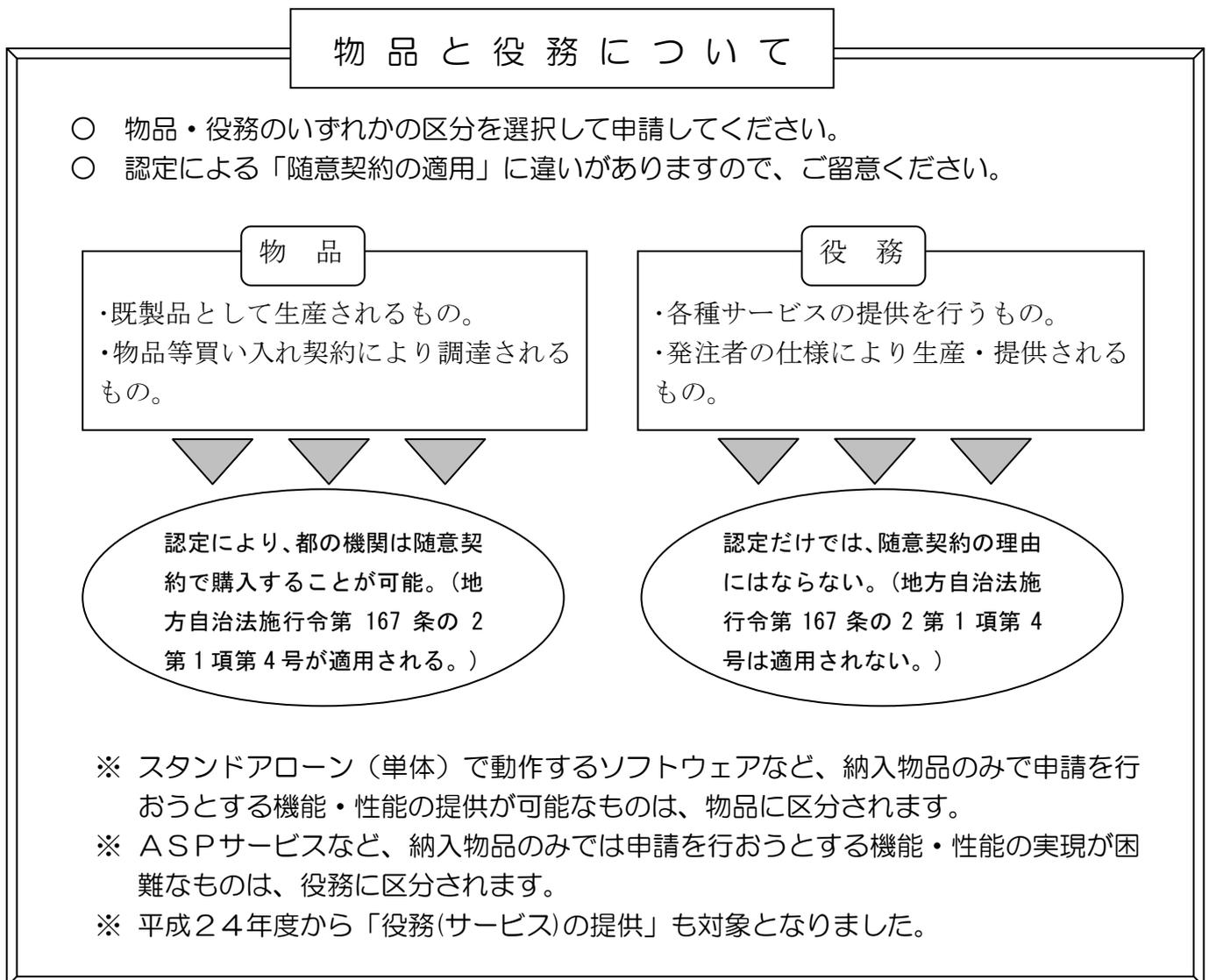
(2) 認定対象商品

本制度の対象商品は、販売を開始してから5年以内（平成22年2月以降平成27年2月までに販売開始）の物品及び役務です。ただし、以下のものは対象となりません。

【認定対象商品とならないもの】

- ・食品衛生法で規定する食品
- ・薬事法で規定する医薬品、医薬部外品及び化粧品
- ・建設工事等における工法・技術

※ 過去に申請した同一商品については、再申請を行うことはできません。ただし、当該商品に機能などが付加され、ユーザーの視点から見て機能・性能が大幅に向上した場合は、申請することができます。



4. 認定基準

本制度の認定を受けるためには、次の（１）～（４）のいずれにも適合することが要件です。都が設置する審査会において書類審査、面接審査等を行い、認定基準を満たしているか判定します。

- （１）新商品等が既存の商品等とは著しく異なる優れた使用価値を有していること
- （２）新商品等が技術の高度化や生産性の向上、あるいは都民生活の利便の増進に寄与するものであること
- （３）新商品等の生産・提供及び販売の方法や資金調達の方法などが、確実に実行可能で適切なものであること
- （４）新商品等が都の機関において用途が見込まれるものであること

※ 関係法令等は別添３（P.13）を参照してください。

5. 認定期間

認定期間は、認定を通知した日から２年を経過した日の属する年度末までです。
（平成２７年度は、認定を通知した日から平成３０年３月３１日まで）

6. 認定手続きの流れ

(1) 認定申請書の作成・提出（締切り：平成27年4月9日（木））

- ・記入例を参照の上、申請書をすべて記入してください。
- ・申請書は、添付書類と併せて、募集期間内に産業労働局商工部創業支援課まで持参または郵送してください。

(2) 審査会での審査

外部有識者等により構成される審査会において、認定基準を満たしているかどうかの審査を行います。

① 一次審査（書類審査）

（代表者又は代表者に準じて経営に関与している方が対応してください。）

- ・申請者全員に対し、一次審査の結果を郵送します。
- ・一次審査を通過した申請者には、二次審査の日程を通知します。

② 二次審査（面接審査及び訪問調査）

面接審査

- ・一次審査を通過した申請者に、申請内容の説明をしていただき質疑を行います。（代表者又は代表者に準じて経営に関与している方が対応してください。）
- ・審査補足資料として、品質、性能、安全性等に関する試験成績書や取扱説明書及びこれに類する資料、その他顧客満足度、実績、都の機関における具体的な用途等に関する資料等を求める場合があります。
- ・面接審査を通過した申請者には、訪問調査の日程を通知します。

訪問調査

（面接審査を通過した申請者が対象）

- 生産・提供及び販売の実施方法、販売計画、資金の額及び調達方法について、訪問調査を行います。
- （代表者又は代表者に準じて経営に関与している方が対応してください。）

③ 最終審査

二次審査の結果を踏まえて、審査会において総合判定を行います。

(3) 認定事業者の決定（認定書の交付・公表） 平成27年9月上旬予定

- ・審査会の審査結果を踏まえ、知事が認定します。
- ・認定されると、認定事業者の名称、所在地及び連絡先並びに対象となる新商品等の名称、価格及び内容を産業労働局ホームページやカタログなどで公表します。

7. 募集締切り及び申請方法等

(1) 募集締切り

平成27年4月9日（木）まで（郵送の場合、当日必着）

※ 申請書を持参される場合、締切り直前は多数の申請が集中することから、窓口の混雑が予想されます。大幅にお待たせすることもありますので、予めご了承ください。

(2) 申請方法

申請書及び添付書類を作成の上、次ページの提出先に直接持参又は郵送してください。

※ 具体的な申請内容についてのご相談には応じかねますので、予めご了承ください。

※ 申請にあたり知事が認定要綱第9条に掲げる事項のいずれかに該当すると認める場合、認定を取り消すことがあります。

認定要綱第9条に掲げる事項は、別添4（P.14）を参照してください。

(3) 提出書類

提出書類は下表のとおりです。申請に必要な様式（①、②、⑦）は、以下の東京都トライアル発注認定制度ホームページからダウンロードできます。また創業支援課窓口でも配布します。

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/shoko/sogyo/trial/index.html>

（または「東京都トライアル」で検索ください。）

No.	提出書類	提出部数
①	新商品等の生産・提供による新事業分野開拓者認定申請書	3部 (正本1部写し2部)
添付書類	② 新たな事業分野の開拓の実施に関する計画 (申請書様式(ワード) p.2以降)	3部
	③ 法人の場合…登記事項証明書(履歴事項全部証明書) (本店(本社)が都内に登記されていない場合、確定申告書類(第6,10号様式)の写しを併せてご提出ください) 個人の場合…住民票記載事項証明書 ※ 直近3か月以内のもの	1部 (正本1部) ※確定申告書類は写し各1部
	④ 直近2営業期間の貸借対照表及び損益計算書(これらの書類がない場合は、事業用資産の概要が記載された書類)	各2部
	⑤ 会社概要	1部
	⑥ 新商品等の詳細がわかるカタログ	2部
	⑦ 新商品等の生産・提供による新事業分野開拓者認定申請書類チェックシート	1部

※ 申請書類はA4サイズで提出してください。

※ 正本用として1セット(①～⑦を1部ずつ)作成し、残部と併せてご提出ください。

※ 提出していただいた書類は返却しませんので、予めご了承ください。

(4) 提出・郵送先及び問い合わせ先

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎30階中央

産業労働局商工部創業支援課総合支援係

最寄り駅 都営地下鉄大江戸線「都庁前駅」、JRほか「新宿駅」

電話 03-5320-4762 (直通)、内線36-562

【受付時間】 平日 9:00~12:00、13:00~17:00

不明な点は、事前に上記までお問い合わせください

8. 認定後の流れ

- 本制度による認定を日常の営業活動に活用することができます。(本制度は新商品等の市場への普及拡大が目的であり、都の機関による新商品等の購入が目的ではありません。)
- 都の機関に営業を行う場合、原則として認定事業者が購入の想定される局(部署)に対し、直接コンタクトを取っていただきます。

※本制度による認定商品の一部について、都の機関が試験的に購入します。なお、購入できるのはあくまでも認定商品の一部であり、全ての認定商品を購入できるものではありません。(トライアル発注事業)

- 役務の場合には、認定だけでは随意契約の理由になりません(P.4 参照)。また、随意契約により契約を締結しようとする場合には、認定商品の新規性・有用性・唯一性等について、改めて判断が必要となりますので、既存商品等との機能・性能等と比較して優れている点などについて、最新の資料の提出を依頼することがあります。

※トライアル発注事業で購入した認定商品については、一定期間後、使用部署が有用性等の観点から評価し、認定事業者の同意を得た上で産業労働局ホームページ等に公表します。

- 認定事業者へは、後日、本制度に関する各種アンケート等への協力をお願いします。

9. 留意事項

- (1) 本制度による認定は、認定商品の品質等を東京都が保証するものではありません。
- (2) 本制度による認定は、認定商品を東京都が購入することを約束するものではありません。
- (3) 申請書に含まれる個人情報、本制度に関してのみ使用します。但し、ご同意いただける場合には、今後、都が行う各種事業のご案内を送付することがあります。
(申請書の所定の欄に記載(チェック)をお願いします。)
- (4) 申請書に含まれる著作物等の著作権は東京都に帰属しませんが、公表その他本制度に必要な用途に用いる場合には、東京都はこれを無償で使用できることとします。
- (5) 審査の途中経過及び審査結果に関するお問い合わせには一切応じかねますので、あらかじめご了承ください。
- (6) 東京都及び審査会は、本制度において認定した事業者が行う事業活動により生じた事故、損害等に対する責任について、その理由の如何を問わずこれを負いません。
- (7) 特許権・意匠権・商標権・著作権などの知的財産権に関する責任、品質や安全性などに関する責任は、本制度において認定した事業者が負うものとします。また、特許権等の侵害など重大な障害があることが判明した場合には、認定を取り消すことがあります。
- (8) 自社又は販売代理店などの関連企業が、認定を投資の勧誘など、認定商品の販売促進以外の目的で使用した場合、認定を取り消すことがあります。

別添 1 随意契約に関する関係法令

< 関係法令（抜粋） >

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項（※ 1）の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

〈略〉

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買い入れる契約をするとき。

以下略

※ 1 地方自治法

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

以下略

別添2 認定対象者に関する詳細

本制度の認定対象となる、都内に実質的な主たる事務所を有する中小企業者は、以下（１）から（３）まで全てを満たすものとなります。

（１）都内に実質的な主たる事務所を有すること

「都内に実質的な主たる事務所を有すること」とは、次のいずれかを満たす場合です。

- ① 都内に登記された本店（本社）があり、かつ、会社概要・製品カタログ・ホームページ・名刺等の記載から、一貫して本店（本社）が都内にあると見受けられること。
- ② 都内事務所における法人事業税の分割基準の割合が最も高いこと。（この場合、直近の確定申告書類第 6 号及び第 10 号様式の写しを併せてご提出ください）

（２）中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 11 年法律第 18 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者であること

（下表参考。認定を受けようとする法人を設立しようとする方を含みます。）

業 種 等	資本金又は従業員等
製造業・建設業・運輸業・ソフトウェア業、 情報処理サービス業・その他	3億円以下、又は300人以下
卸売業	1億円以下、又は100人以下
サービス業	5,000万円以下、又は100人以下
小売業	5,000万円以下、又は50人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及び チューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下、又は900人以下
企業組合、協業組合、事業協同組合、事業 協同小組合、商工組合、協同組合連合会等	「中小企業等協同組合法」「中小企業団体の組 織に関する法律」で規定する要件を満たすもの

（３）大企業が実質的に経営に参画していないこと

「大企業が実質的に経営に参画していないこと」とは、次のいずれも満たす場合です。

- ① 大企業が単独で発行株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資していないこと
- ② 大企業が複数で発行株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資していないこと

※ ここでいう「大企業」とは、（１）の中小企業者に該当しないものをいいます。

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 11 年法律第 18 号）

（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- 六 企業組合
- 七 協業組合
- 八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの

以下略

別添3 認定要件に関する関係法令等

< 認定要綱（抜粋） >

「新商品等の生産・提供により新たな事業分野の開拓を図る者」の認定に関する要綱（平成18年4月1日

17産労商調第832号）

第4条（申請方法）

本要綱に基づく認定を受けようとする者（認定を受けようとする法人を設立しようとする者を含む。以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項について明らかにした新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を作成し、新商品等の生産・提供による新事業分野開拓者認定申請書（様式第1号）により、知事に申請するものとする。

- (1) 新商品等の生産・提供等の目標
 - (2) 新商品等の内容
 - (3) 新商品等の生産・提供の実施時期
 - (4) 新商品等の生産・提供の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 2 申請者は、申請の際、次の附属書類を添付する。
- (1) 登記事項証明書（個人の場合は住民票記載事項証明書）
 - (2) 直近2営業期間の貸借対照表及び損益計算書
 - (3) 会社概要
 - (4) 新商品等の詳細がわかるカタログ
 - (5) 新商品等の生産・提供による新事業分野開拓者認定申請書類チェックシート

第5条（事業者の認定と審査会の設置）

知事は、前条の申請があった場合において、当該申請に係る実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、当該実施計画を実施しようとする者を新商品等の生産・提供により新たな事業分野の開拓を図る者として認定するものとする。

- (1) 当該実施計画に係る新商品等が、既に企業化されている商品等とは通常の取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は企業化されている商品等とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。
- (2) 当該実施計画に係る新商品等が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は都民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。
- (3) 新商品等の生産・提供及び販売の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が新商品等の生産・提供による新たな事業分野の開拓を確実にするために適切なものであること。
- (4) 当該実施計画に係る新商品等が、都の機関において用途が見込まれるものであること。

以下略

< 関係法令（抜粋） >

地方自治法施行規則（昭和三十二年内務省令第29号）

第十二条の三 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第四号の規定により、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者を認定するときは、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者（新商品の生産により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。）に当該新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（以下本条において「実施計画」という。）を提出させ、その実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであることについて確認するものとする。

- 一 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品が、既に企業化されている商品とは通常の取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品と同一の範疇に属するものであっても既存の商品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。
 - 二 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。
 - 三 次項第四号に掲げる事項が新商品の生産による新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切なものであること。
- 2 実施計画には、次に掲げる事項を記載させなければならない。
- 一 新商品の生産の目標
 - 二 新商品の内容
 - 三 新商品の生産の実施時期
 - 四 新商品の生産の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法

以下略

別添4 認定要綱第9条に関する詳細

新事業分野開拓者認定制度の申請にあたり、以下の認定要綱第9条に同意頂く必要があります。

<認定要綱（抜粋）>

「新商品等の生産・提供により新たな事業分野の開拓を図る者」の認定に関する要綱（平成18年4月1日17産労商調第832号）

第9条（認定の取消し）

知事は、認定新事業分野開拓者が、次に掲げる事項のいずれかに該当すると認める場合は、その認定を取り消すことができる。

- （1） 実施計画（※1）（第6条の規定（※2）による変更があったときは、その変更後のもの）に従って事業を実施していない場合
- （2） 第3条第1項（※3）に定める認定対象に該当しなくなった場合
- （3） 偽りの申請により認定を受けた場合
- （4） 知的財産権に関し、特許権等の侵害など重大な障害があることが判明した場合
- （5） 自社又は販売代理店などの関連企業が、認定を投資の勧誘など、認定商品の販売促進以外の目的で使用した場合
- （6） 前各号のほか、この要綱に定める事項に反し、又は知事の指示に従わなかった場合

以下略

※1 実施計画とは、申請書類の「新たな事業分野の開拓の実施に関する計画」のことを指します。

※2 第6条（実施計画の変更申請と届出）

前条第1項の認定を受けた者（以下「認定新事業分野開拓者」という。）は、実施計画のうち新商品等の内容、都の機関において期待される新商品等の使用方法、新商品等の生産・提供及び販売の実施方法、新商品等の生産・提供及び販売の実施計画、又は新商品等の生産・提供及び販売に必要な資金の額及びその調達方法を変更しようとするときは、実施計画変更承認申請書（様式第2号）により、知事に申請し、その承認を受けなければならない。

2 認定新事業分野開拓者は、実施計画について前項に掲げる事項以外の事項に変更があるときは、実施計画記載事項変更届（様式第3号）により、速やかに知事に届け出なければならない。

※3 第3条（認定対象者）

本要綱に基づく認定を受けることができる事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1） 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者であること。
- （2） 都内に実質的な主たる事務所を有すること。
- （3） 次のいずれにも該当し、大企業が実質的に経営に参画していないこと。
 - ① 大企業が単独で発行株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資していないこと。
 - ② 大企業が複数で発行株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資していないこと。